

## 先着2台！電動アシスト付3人乗り自転車 貸出します 申請受付中！

複数の幼児を養育する子育て世帯に電動アシスト付の幼児二人同乗用自転車（3人乗り自転車）を貸出しています。

**対象** 次の全てに該当する方

- \* 町内に住所があり、かつ居住している満16歳以上の方
- \* 満1歳以上6歳未満の、同居の子供を2人以上養育している方
- \* 3人乗り自転車の保管場所を確保できる方

**台数** 2台（先着）

**申込み** 子育て支援課（役場1階）に次の書類を提出してください。

- ① 3人乗り自転車貸出申込書
    - \* 申込書用紙は子育て支援課で配布します。町HPからもダウンロードできます。
  - ② 世帯全員の健康保険証または住民票のコピー
- 可否や貸出手順については、後日郵送でお知らせします。

**貸出期間** 最長36か月 ただし、対象幼児のいずれかが「1歳以上6歳未満」の条件を満たさなくなった場合は、6歳の誕生日の前日までの利用となります。

**利用料金** 1か月につき1,000円

**利用者負担となるもの**

- \* 利用料金
- \* 貸出時と1年経過時の点検費用各1,500円（TSマーク付帯保険加入料含む）
- \* 幼児用ヘルメットの購入費用（着用は努力義務になっています）
- \* パンクまたは車体破損した等、修理が必要な場合の費用
- \* 盗難にあった場合、盗難保険約款に定める負担金

**問合せ** 子育て支援課 ☎(内) 192



イラストはイメージです

### ご厚意の寄附ありがとうございました 社会福祉協議会へ（5月分）

さいたまローズ会 様 30,000円  
ヒキビギナーズ大会 様 9,934円

### 心温まる義援金ありがとうございました 平成28年熊本地震災害義援金（5月分）

下勝呂区 様 5,600円

**問合せ** 小川町社会福祉協議会

☎ 74-3461

### DV被害母子のための心のケア電話相談が スタートしました

相談は無料です。秘密は固く守ります。匿名でも受け付けます。

**相談日程** 毎週火曜日、午後4時～7時

☎ 048-858-5082

**主催** 埼玉県男女共同参画課

**受託団体** NPO法人パープルネットさいたま

## 納付期限は7月31日（月）です。口座振替も同日が振替日です。 納め忘れのない口座振替をおすすめします

国民健康保険税 第1期 固定資産税（都市計画税）第2期	介護保険料 第1期	後期高齢者医療保険料 第1期
<b>問合せ</b> 税務課 納税担当 管理担当 ☎(内) 125・126	<b>問合せ</b> 長生き支援課（パトリアおがわ） 介護保険担当 ☎ 74-2323	<b>問合せ</b> 町民課 後期高齢者医療担当 ☎(内) 148・149

## 国民年金受給資格期間 短縮のお知らせ

平成29年8月1日（火）から、年金の受給に必要な保険料納付期間等が、25年から10年に短縮されることになりました。

平成29年2月以降、日本年金機構から、対象の方に黄色い封筒に入った「年金請求書」が送付されており、7月にかけて、原則、年齢の高い方から順次送付されます。お手元に届いた際には忘れずに手続きしてください。

年金手続については、事前に相談予約をするとスムーズです。予約は「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165へ。

予約申込みの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものを手元に準備してください。

**問合せ** 町民課 戸籍年金担当 ☎(内) 146

## 第67回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

毎年7月を強調月間として、各地で様々な取組がなされる「社会を明るくする運動」。全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合せ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動です。

「社会を明るくする運動」強調月間中、町では、罪を犯した人たちの更生活動に日々努力されている保護司の方々を中心に、7月6日（木）に更生保護女性会とともに町内スーパーマーケットでの街頭キャンペーン活動や広報車による宣伝活動等を行います。

犯罪や非行を犯した人の立ち直りに向けた取組や出所者等の雇用について、町民の皆さんのご理解をお願いします。

### 「愛の募金運動」ご協力をお願いします

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会は、毎年7月、「社会を明るくする運動」期間中に「愛の募金運動」を行っています。愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行ってきました。本年もご支援、ご協力をお願いします。

**問合せ** 健康福祉課 社会福祉担当 ☎(内) 355

## 小川町いきいきタクシー利用券 交付申請受付中

タクシー利用料の一部助成事業として「小川町いきいきタクシー利用券」を交付しています。対象者の方で利用を希望される方は健康福祉課（役場1階）で申請してください。

**対象** 平成29年4月1日時点で小川町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 身体障害者手帳1、2、3級、または下肢の4級をお持ちの方
  - (2) 療育手帳（みどりの手帳）A、A、Bをお持ちの方
  - (3) 自動車等の運転免許証を所有しない75歳以上の方
- ※(3)については次の方を除く

- 介護保険による要支援認定または要介護認定を受けている方
- 前年度に個人住民税が課税されている方
- 生活保護者
- 助成券 タクシーの初乗り運賃相当額を交付します。

1か月あたり2枚の交付となり、年度末までの計24枚を一括交付します。

- 交付は1人1回で、再交付はできません。
- 交付された本人が乗車する場合にのみ、1回の乗車で1枚利用できます。

■ 有効期限は、平成30年3月31日（土）までです。  
利用できるタクシー会社は、次の3社です。

◎(有)小川観光タクシー ◎スマイルタクシー ◎森林公園交通(株)

**申請時持ち物**

- \* 身体障害者手帳、療育手帳（該当者のみ）
- \* 印鑑（代理人申請の場合は代理人の印鑑）
- \* 対象者の本人確認書類（障害者手帳・健康保険証等）
- \* 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）も必要です。

**その他**

- \* 75歳以上の方でも身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、右記(1)～(2)の条件でタクシー券の交付が可能です。(3)の条件は適用されません。
- \* 75歳以上の方で、転入等により前年度の個人住民税が確認できない方は、窓口ですぐに交付できない場合があります。詳しくはお問合せください。

**問合せ** 健康福祉課 障害福祉担当 ☎(内) 151